

第4章 基本計画

1. 子どもの発達支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がいのある子どもとその家族が安心して育み合えるよう、様々な関係機関が連携して1人の子どもを支えるとともに、変化するライフステージを切れ目なく支える体制を整備します。

現状と課題

少子化により18歳未満の人口が減少している中でも、発達の心配や特別な支援を必要とする子どもは増加しています。また、各家庭のライフスタイルも多様化してきており、ニーズや課題も多様化・複雑化してきています。

半田市では、児童発達支援センターつくし学園に発達支援相談あゆみを設置し、18歳未満の子どもの発達に関する相談や、必要な支援へのつなぎを関係機関と連携しながら行っています。子ども自身の将来像の実現のために、ライフステージの変化の時期に合わせて、保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の様々な支援機関が緊密に連携し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

また、支援体制の整備に加えて、家族の孤立を防ぎ、家族同士で支えあうための仕組みとして、保護者向けの勉強会や、家族同士が交流する機会づくりを行うなど、保護者自身の子育て力向上に取り組む必要があります。

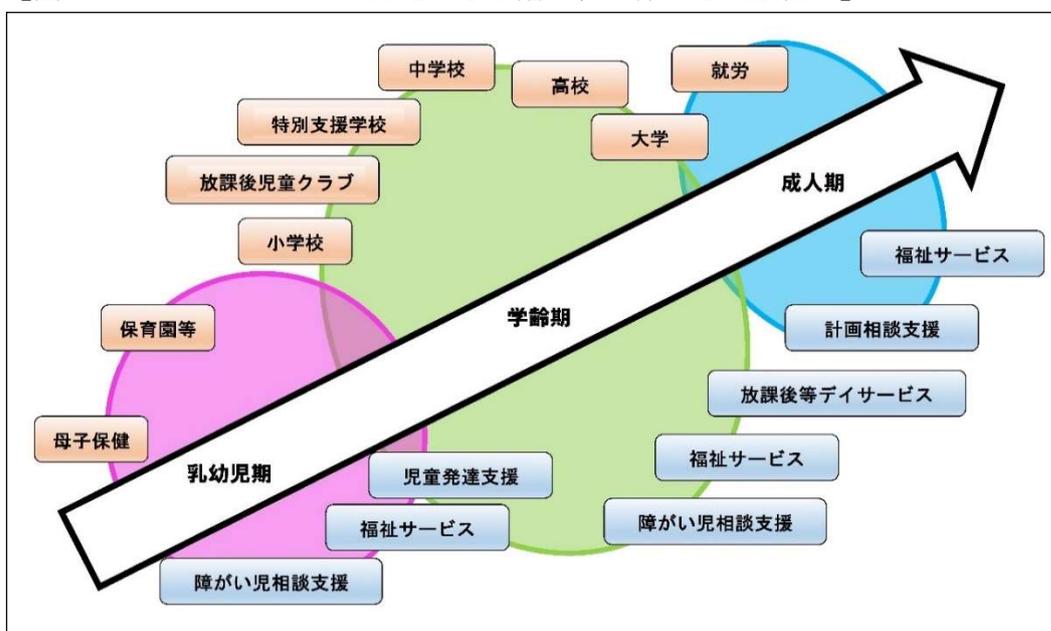
具体的な取り組み

(1) 次のライフステージに向けた連携を強化し、子どもや家族が安心して必要な支援を受け続けられるよう、情報提供を丁寧に行い、その中で自己選択ができる体制を整備します。

- ・ 乳幼児の健康診査を通して、子どもの発達、保護者の育児状況等を聞き取りながら、必要な支援につなぎます。また、健康診査後から就園・就学後も支援がつながるよう、園見学や面接等に保健師が同行し、情報の引継ぎを行います。

- ・ 保護者とともに、個別の教育支援計画（ふれあい）を作成・更新し、支援者で共有するとともに、就学先へ適切に引き継ぐことにより、乳幼児期からの継続した支援を行います。
- ・ 必要な情報を必要な時期に得ることができるよう、18歳未満を対象とした福祉サービスや相談窓口をまとめた「ふくしげんきっず」の作成を始め、放課後支援に関する「放課後支援ガイダンス」、卒業後の就労に関する「おしごとガイダンス」の実施により、積極的な情報発信を行います。
- ・ 相談支援専門員が、児童とその家族のニーズを把握し、様々な関係機関と連携しながら福祉サービスその他の社会資源の利用調整を、ライフステージを通して継続的に行います。ライフステージの移行期には、個別の支援会議を実施し、関係機関で方針を共有して支援を行います。

【図17 ライフステージが変化する段階と、関係する支援機関】

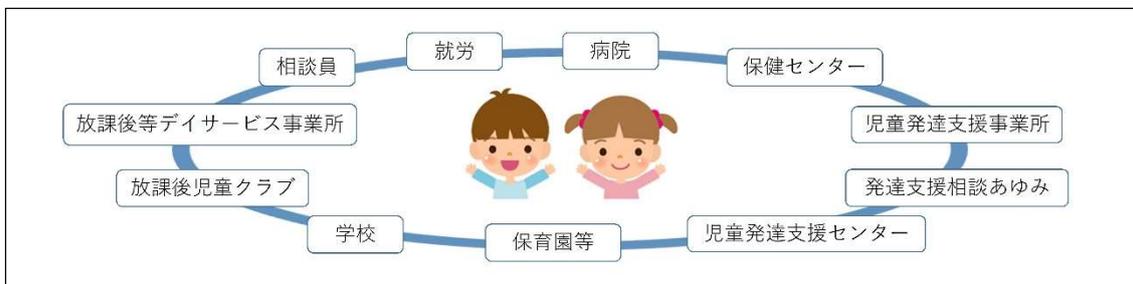


（2）一人の子どもを同じ時期に支援する機関が子どもの将来を共にイメージし、目標を共有して支援を行います。

- ・ 幼稚園・小中学校には特別支援教育コーディネーター、保育園には発達支援コーディネーターをそれぞれ配置し、保護者・関係機関・就学先等との連携の中核を担い、多機関との連携を図ります。
- ・ 保護者、学校、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所による情報共有の場として「教育と福祉の連絡会議」を実施し、関係者間で支援目標を共有します。

- 子育て施策である放課後児童健全育成事業と、障がい福祉施策である放課後等デイサービス事業が連携・協力し、合理的な配慮がなされる環境整備等のあり方について協議する場を設置します。

【図 18 多機関が連携するイメージ】



(3) 障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携して支援できるよう、児童発達支援センターの機能を強化します。

- 18歳未満の児童の発達や障がいに関する心配や悩みごとの相談への対応や専門機関へのつなぎ等を「発達支援相談あゆみ」を中心として実施し、課題が複雑なケースにも対応できるよう相談機能を強化します。
- 臨床心理士等の専門職がチームとなって保育園等を巡回訪問し、職員に対して適切な支援を行うために必要な助言や指導等を行い、適切な支援につなげます。
- 地域の中核的な療育施設として、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への巡回支援を実施します。
- 保育所等訪問支援を継続的に実施し、発達の心配や障がいのある児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。

<p>児童発達支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援
<p>地域支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談支援（発達支援相談あゆみ） 巡回支援専門員整備事業（巡回療育支援） 障がい児等療育支援事業 （地域の中核的な保育所等の施設職員等に対する支援） 理解促進研修・啓発事業（地域講演会・研修会等） 保育所等訪問支援

(4) 障がいのある子どもはもちろんのこと、家族も安心して暮らし続けることができるよう、共に学ぶ機会や交流の場を設けるとともに、家族支援の体制を整備します。

- 保護者が安心して就労できるよう、放課後児童健全育成事業における障がい児の受入体制を強化します。また、利用が困難な児童については、日中一時支援等の活用を検討していきます。
- 児童が自宅で安心して過ごせるよう、放課後等デイサービス事業所等の職員が家庭を訪問し、自宅での対応方法や家族の相談援助を行うなど、家庭との連携を推進していきます。
- 保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、日常の困りごとを解消し、発達促進・行動改善を行っていくため、「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」を実施します。
- ピアサポート(当事者同士の活動)として、保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場を提供します。

【図19 茶話会の様子】



2. 就労支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●		●

障がいのある方も、さまざまな体験や情報を得る中で、自分の将来を自ら選択して就労することができ、安心して働き続けることができるよう、働く当事者やその支援者と、雇用する企業の双方を支援する体制を強化します。

現状と課題

平成30年4月に施行された障害者雇用促進法により、法定雇用率の引き上げを含む障がい者の更なる雇用推進を目指す動きが進んでいます。

しかし、企業における障がい理解や雇用に関する制度の認識にはばらつきがあり、結果として安定した雇用につながらないケースが生じており、企業への啓発活動や、企業と支援機関等をつなげるための仕組みが必要です。

また、障がい者本人の希望により、支援者と共に自らの強みを活かした働き方を選択していくなかで、設備の構造上の制約から、希望する働き方を選択できない課題があります。

具体的な取り組み

（1）障がいのある方が、様々な体験や情報の中で就業先の選択をすることができ、そのためのスキルアップをチームで支援します。

- 就労するための体力や生活リズムを整え、就労に向けた気持ちづくりを促すため、さまざまな分野の実習や就労体験などが提供できる仕組みを拡げていきます。
- 自立訓練や地域移行など、他の福祉サービスを利用しながら就労に向かう人が就労系サービスにつながるよう、事業所同士のつながりや相互理解をすすめます。
- 就労に向けた社会とつながるきっかけ作りに地域活動を取り入れながら、地域と共に就労準備を支える関係づくりをすすめます。

(2) 障がいのある方が、やりがいをもって働き続けることができるよう、生活支援・余暇支援を含めて働く人の生活を応援します。

- ・ 企業における障がい理解を広げるため、半田公共職業安定所と協力し、啓発活動や雇用制度の周知を行い、障がい者雇用の促進に取り組みます。
- ・ 就労定着支援やジョブサポーターなどの制度を企業に向けて発信し、企業と協働して就労定着をすすめます。
- ・ 働くことのやりがいや、仕事とプライベートの両立など、働きながら生きがいをみつけていくために、仕事以外にも活動の場を作り、仲間づくりや余暇の過ごし方を見つける支援を行います。
- ・ 定年などにより離職した後も、経験やスキルを活かし、社会とつながることができるよう、地域で活躍できる体制づくりの課題検討をすすめます。

(3) どんな障がいがあっても“働きたい”気持ちを応援していきことができるよう、企業や就労支援事業所等を支える仕組みを強化します。

- ・ 企業や就労支援事業所等の設備面や、行動障がいなど障がいの内容を理由として、働きたい気持ちが制約を受けないように、必要な環境整備や支援方法について考える場を広げていきます。
- ・ 企業と就労支援事業所等をつなげ、就労前から就労後まで途切れることなく支えていくために、企業と事業所が出会うきっかけを作っていきます。

【図 20 企業向け雇用啓発イベント】



【図 21 発達障がいに関する研修会】



関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

3. 地域での生活支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がいのある方やその家族のライフスタイルが変化する時や、入院・入所から地域での生活を再開する時に、医療・保健・福祉が連携し、安心して自分らしい生活を実現していけるように、地域での包括的な支援体制の強化や、情報提供に努めます。

また誰もが地域包括ケアを活用できるようにコーディネートを行います。

現状と課題

半田市では平成28年に地域での安定した生活を保障するため、面的整備型の地域生活支援拠点を整備しました。しかし、実際の拠点機能の活用に向けては、あらかじめ緊急時を想定した支援体制を整えておくことや、地域生活を体験し、生活能力や自信を身につけるなどの準備が必要です。

一方で、地域で生活していくためには、就労など地域社会との関係づくりに加え、孤立しないための仲間づくりの仕組みが不可欠です。

具体的な取り組み

（1）住み慣れた地域での生活を安心して継続できるよう、地域生活支援拠点の面的整備に加え、多機能型拠点の整備や機能強化に努めます。

- 「地域生活支援拠点ガイドライン」を活用し、緊急時の対応や緊急事態を未然に防ぐための支援方法について、相談支援専門員と協同します。
- 障がいのある方の家族の高齢化に伴い、本人の生活能力を高めるために、体験的宿泊事業を推進し、生活に必要な技術や知識、自信を身につける場を拡げます。
- 緊急時に、障がいのある方の生活を支援できる事業所を増やします。

(2) 入院・入所している方が再び地域で安心して暮らし続けることを選択できるよう、情報提供の充実とともに、新たな生活を体験する機会の確保等に努めます。

- ・ 入院・入所している方へ、支援者や当事者から多様な生活の在り方を情報提供することで、自己選択や自己決定ができる機会を作ります。
- ・ 退院・退所を検討している方が、新たな生活を具体的にイメージし、前向きにすすんでいくことができるように、地域生活を体験する機会を確保します。

【図 22 自分の趣味を楽しむ生活】



(3) 障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、当事者の体験を共有する機会や地域定着を目的とした支援体制を作ります。

- ・ 地域に住む障がいのある方が、互いの経験等を共有し話し合うことで、不安や悩みを一緒に解決していけるように、当事者の交流の場を作ります。
- ・ 日常的な困りごとの支援や緊急時の連絡対応等を行い、障がいのある方が安心して地域で生活できる体制を作ります。
- ・ 地域住民とのつながりを作るために、地域のイベント・避難訓練等の情報提供や、参加に向けた支援を行うことで、当事者の社会参加をすすめます。

関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

4. 権利擁護と差別解消

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
	●	●	●

障がいの有無にかかわらず、誰もが共に暮らしやすい街を目指して、幼少期から障がいのある方の生活に触れ、共に育ち、共に考える視点を身につける機会を作るとともに、商業や観光も含め社会生活の様々な場面で必要な合理的配慮が提供される街づくりを目指します。

現状と課題

平成25年6月に、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月から施行されました。

障がいによって不当な扱いを受けることなく、自らの権利を守り、傷つけられることのないよう、権利保障や虐待防止に関する研修等を通して、日常的な見守りや小さな気づきの重要性を繰り返し啓発することを大切にしています。

しかし、実際はスロープや段差解消といった設備面の合理的配慮や、手話通訳や点字、外国語など意思疎通に関する支援が不足しているなどの課題があり、障がいに対する配慮を踏まえ、「誰にとっても、どんな人にとっても、分かりやすい・利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立った社会づくりを意識づける必要があります。

具体的な取り組み

（1）幼少期から障がいのある方の生活に触れ、個性を認め合い、あたり前に支えあう関係を作っていくために、理解促進に努めます。

- 地域のふくし井戸端会議やふくし共育等により、子どもたちが障がいのある方の生活を知り、共に暮らしやすい街とは何かを考える機会を作ります。
- 全ての住民が、互いに支えあう気持ちを意識し、育んでいくことができるよう、障がいの有無にかかわらず、交流できる機会を作ります。

(2) ふだんの暮らしの中にある社会的障壁を取り払うとともに、合理的配慮があたり前に行われるよう働きかけます。

- 地域の中で当事者が感じる合理的配慮や環境の整備の望ましい事例を集め、地域の事業者や住民に対して啓発する仕組みづくりを行います。
- 福祉事業者や民生委員、地域住民等に対して、障がい理解を深めるための研修や啓発活動を繰り返し実施していきます。
- 市内で開催される不特定多数の方が集まるイベント等において、企画の段階から当事者の参加をすすめ、必要な合理的配慮や環境整備の提供体制を整えます。

【図 23 イベントでの手話通訳】



(3) 馴染みの場所や頼れる人との関わりから、周囲の人が本人や家族の困りごとや異変に気づく地域づくりを目指します。

- 関係者が本人の気持ちを受け止め、自己実現に向けた福祉サービスの提供や柔軟な支援が行えるよう、働きかけていきます。
- フォーマル・インフォーマルを含めた社会資源の見える化を図ります。
- 障がいのある方や家族が馴染みの場所や頼れる人を見つけられる環境を作り、本人や家族が困りごとを相談でき、また本人や家族の異変に気付くことができる関係性を持った人を増やします。
- 本人の権利を守るため、成年後見制度だけではない多様な支援方策を検討していきます。

(4) 虐待についての意識を高め、早期に対応できる体制を整え、継続的な支援ができる体制を強化します。

- 医療機関や警察などの関係機関や、障がいのある方や地域住民等に対して、障がい者虐待について考え、学ぶ講座や啓発活動を行い、虐待の早期発見・未然防止と相談・通報の促進を図ります。
- 虐待への具体的な対応後も、虐待が起きた背景や経緯などに目を向けながら、虐待者・被虐待者それぞれに対する継続的な支援を行う体制を構築していきます。

5. 多様化・高度化する障がい支援への対応

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●		●

医療的ケアや行動障がいなど、多様な要因が関係しているものや、高度で専門的な支援を必要とする方を地域で受け入れ、その方が地域で暮らし続けられる支援体制を整備します。

現状と課題

●医療的ケア児等への支援

医療技術の発達などにより、人工呼吸器や胃ろう、たん吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもが在宅で生活できるようになっています。一方で、医療機関以外で医療的ケアを受け入れることができる支援者が不足しており、家族の大きな負担となっています。

また、子どもだけでなく、医療的ケアが必要な大人の方も地域で生活していることから、子どもに限らず、より広い年齢層を対象とした支援体制の整備が求められています。

●行動障がいへの支援

直接的な他害や間接的な他害など、行動障がいがある方の支援は専門的な知識と、支援者の連携が重要となります。しかし、その支援の難しさから受け入れることができる支援者が限られるなど、必要とするサービスの提供に課題が生じています。

障がい特性や周囲の環境との不適合など、行動障がいが起こる背景をふまえて、経歴問わず障がい福祉に従事するすべての支援者が、行動障がいが起こらない予防支援の観点を共通理解できる地域となることを目指します。

具体的な取り組み

（1）医療的ケアを必要とする方も、地域で安心して生活していくための体制を整備します。

- 医療的ケアが必要となった時点から地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関が連携し、支援にあたります。
- 医療的ケアを必要とする方やその家族の生活状況に変化が生じた際、迅速に支援体制が構築できるよう、関係機関が連携する仕組みを整備します。
- 医療的ケアが必要な児童の発達を支援するため、居宅訪問型児童発達支援事業や保育所等へ看護師を派遣する看護師派遣事業等を実施します。
- 本人も家族も住み慣れた半田市で過ごしていけるよう、医療的ケアが必要な方の日中の受け入れ先の確保を行います。
- 看護者の疾病等の緊急時や休息を目的とした受け入れ先の確保に努めます。
- 災害時に迅速に避難できるよう、個別の避難計画を作成します。
- 知多圏域の課題として協議を行い、医療・福祉・教育等の必要な社会資源の確保に向けた取り組みを行います。

(2) 行動障がいの見立て・仕立てができるスタッフの育成、現場での支援スキルの共有ができる人材の育成に取り組みます。

- 「予防支援」を共通言語とした強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施していきます。
- 研修で学んだことを実践に深めていくため、事業所のフォローアップを行う仕組みづくりをすすめます。

(3) 本人も家族も安心して暮らせる支援体制、支援者も安心して支援が提供できる環境を整えていくことに取り組みます。

- 家庭へのサポートや福祉サービスを利用していない・利用につながりにくい方などに対して、課題検討を行い、支援の組み立てができるチームづくりをすすめます。
- 「支援者支援」の観点から、事業所をこえて情報共有やサポートしあえる横のつながりの場を作ります。

6. サービスの質の向上

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がい者やその家族も安心して地域で暮らし続けていくために、相談支援体制の充実を目指し、本人を中心にした重層的な相談支援体制の構築に取り組みます。

障がいのある方を支える各事業所の支援の工夫や課題を共有し、より良い支援を検討する場を継続して実施し、半田市全体のサービスの質の向上と支援者の養成を目指します。

現状と課題

障がい福祉サービスを利用する際には、「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の作成が必要であり、半田市ではほとんどの方が相談支援事業所を通して福祉サービスを利用しています。

本人がどんな生活を希望し、どんな未来を望んでいるのかを丁寧に探り、障がい福祉サービスだけでなく、他制度における支援やさまざまな地域資源を組み合わせ、その実現を目指していくことが必要です。

具体的な取り組み

(1) 「本人中心」を大前提として、福祉サービスの調整だけでなく本人の希望する生活に関わる支援の体制整備に取り組みます。

- 本人の意思決定を支援し、その結果を反映したサービス担当者会議や個別支援会議が行われる相談支援の体制を作ります。
- 福祉サービスだけで支援するのではなく、インフォーマルな社会資源も活用しながら本人が希望する生活を支える方法を検討していきます。
- 災害時や緊急時に備え、本人の取るべき行動や、必要な支援内容をあらかじめ整理し、関係者で共有します。

(2) 相談支援の質の向上を図るため、学習の機会と多機関連携の強化を行います。

- 市内の相談支援事業所で定期的な事例検討を実施し、困難な事例等の支援方法を検討することや、効果的な良い支援の事例を共有するなど、相談支援事業所の連携強化と全体的なスキルアップを行います。
- 他法の制度や社会資源等を知る機会を作り、福祉サービス以外の支援方法も提案できるよう、相談支援の質の向上を図ります。
- モニタリングの検証を官民共同で実施し、相談支援の質の向上を図ります。
- 基幹相談支援による相談支援事所のフォローアップや、委託相談支援によるサービス未利用の障がい者支援と計画相談が連携できる重層的な相談支援体制を構築します。

【図 24 相談支援事業所の事例検討会】



(3) 国の施策など変化の多い福祉制度の最新情報を共有して、支援現場での創意工夫を行いながら本人を中心に据えた支援を行うために支援者のスキルアップへの取り組みを強化します。

- サービス提供者が支援の工夫などの情報交換を行い、より良い支援に活かしてもらおう場を作ります。
- 初任者向け研修に加えて、中堅者向けの研修を実施するなど、段階別に内容を深め、支援者全体のスキルアップに取り組みます。

【図 25 初任者向け研修の様子】



(4) 災害時や感染症対策等、突然起こりうる非常事態に備え、事業所と行政が連携して支援を継続できる体制を整えます。

- 事業所を運営する上での工夫や課題を共有する場を作り、災害時や感染症の対策について準備する場を整えます。

(5) サービス提供者の人員不足に対して、限られた人員での支援を効率的に行うための役割分担の整理と、事業間の情報共有や連携を強化します。

- 訪問看護や訪問リハビリ等の医療分野と、居宅介護や自立生活援助等の障がい分野の連携など、医療・介護・障がいが相互理解する場を整え、役割分担と連携の強化に取り組みます。



関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料

7. 福祉人材の育成

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
	●		●

障がいのある方やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、これから先の生活を伴走していく福祉の担い手の育成を目指し、学生も活躍できる機会を応援していきます。

現状と課題

支援を必要とする方が増えている一方で、支援者不足のため必要なサービスが提供できていない現状があり、半田市が抱える大きな課題です。

サービスの質の低下を防ぐためにも、安易な制度緩和を実施するのではなく、求められている支援のニーズをくみ取り、新たな支援体制の構築をすすめる必要があります。また、ふくしの仕事のやりがいや魅力を積極的に発信し、学生のうちから現場を体験できる機会を作るなど、より直接的で具体的な取り組みを行うことも必要です。

具体的な取り組み

（1）これからの福祉の発展を担う人材育成（人材確保）の観点で、福祉職の魅力発信とともに、学生だからこそできる経験や体験ができる機会の充実を図ります。

- 支援者向け研修（現場職員向け研修・強度行動障がい支援者養成研修等）とも連携しながら、より実践に活かせる知識を学べる機会を提供します。
- 障がいのある方との関わりや福祉職の現場の体験につながるよう、事業所と学生との出会いの場を作ります。
- 単に経験するだけでなく、学生視点で課題への提案を行うなど、自発的なかわりが持てるよう、バックアップします。同時に、現場の若手職員を中心とした学生を育てる機会として活用し、若手職員のスキルアップを図ります。

(2) インフォーマルな資源の充実を図っていくことを目的に、実支援として学生が中心となって活躍できる場をつくります。

- きょうだい児など、フォーマルな支援対象となりにくい方をサポートするため、きょうだい児向けのイベント等を学生と共に企画していきます。
- 支援が必要な状態であるものの福祉サービスにつながりにくい方（引きこもり、不登校児等）に対して、本人の興味や関心に合わせながらオンラインも活用したメンタルフレンドの実現を目指します。
- 様々な企画やインフォーマルな資源に興味をもつ学生を広げる情報発信のため、パンフレットやSNS等を活用します。

【図 26 学生と共に企画検討】



【図 27 きょうだい児向け企画】



関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

8. 地域づくりと社会参加支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がいのある方やその家族も、地域を構成する一員として様々な活動に参加でき、ふだんの生活だけでなく、非常時にもお互いに支えあえる地域を目指します。

現状と課題

障がいのある方の地域活動への参加率が低い現状を踏まえ、災害等の非常時へ備えるため、ふだんの生活のなかで障がいによって分け隔てられることなく、地域住民として当たり前地域活動へ参加できる体制が必要です。本人や家族が参加しやすい環境を作るため、地域における障がい理解の促進や、必要な情報提供を行うだけでなく、子ども・障がい・高齢など制度による隔たりをなくし、相互に連携した支援体制を整える必要があります。

具体的な取り組み

（1）多くの体験によって将来の選択肢が広がるよう、情報提供と体験の機会の充実に努めます。

- 障がいのある方を支える情報が必要な方に届くよう、半田市障がい者自立支援協議会の活動や障がい福祉サービス等の障がい施策や、インフォーマルな情報に関して関係機関へ情報提供を行います。
- 自分の将来を見据え、就労や住まい方等について自己選択ができるよう、早期の段階から計画的に就労アセスメントや体験的宿泊等を実施し、学び、体験する機会を作ります。

（2）障がいのある方やその家族・障がい福祉サービス事業所等の関係機関と、隣近所の地域住民とのつながりをつくり、地域での生活がより安心したものになるよう努めます。

- 障がいの程度に関係なく、住み慣れた地域で本人や家族が暮らせるよう、重度訪問介護や医療行為が可能な生活介護等、必要な福祉サービスの充実と本人を支援する関係機関との連携を図ります。
- 障がいのある方とその隣近所の方がつながり、お互いに支えあう関係を築けるよう、各地区のふくし井戸端会議などを活用して、障がい理解の促進や見守りに向けた働きかけを行い、気負わない支援者の輪を広げます。

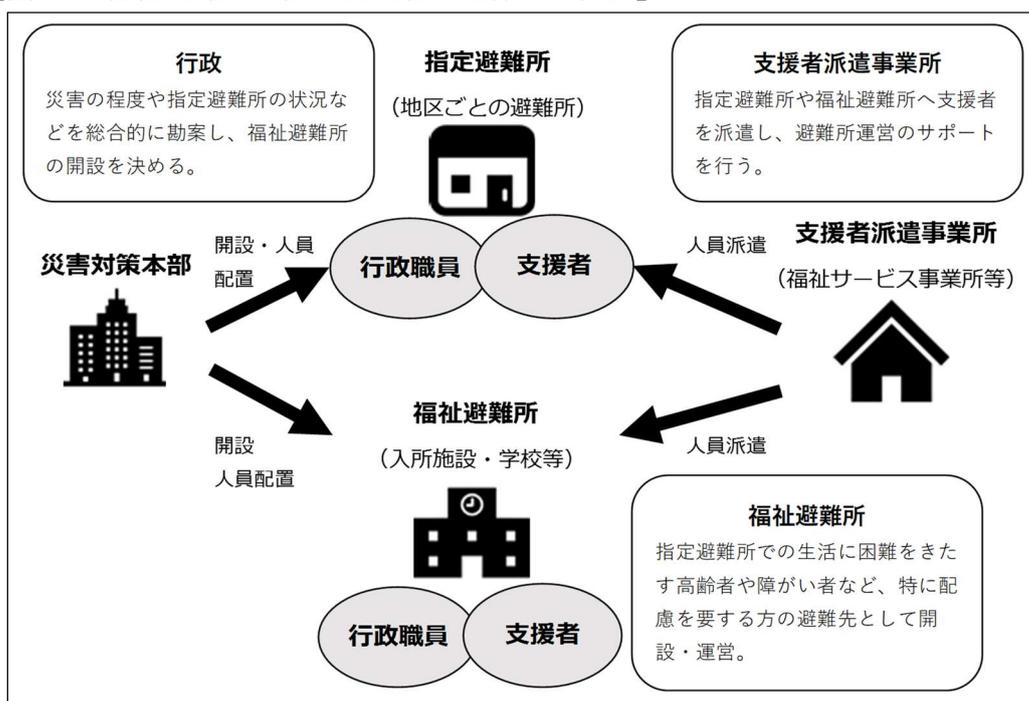
【図 28 中学校でのふくし井戸端会議】



(3) 障がいのある方やその家族等を含めた地域住民とともに、防災の意識を高め、お互いに助け合い・連携できる非常時の体制づくりに取り組みます。

- 福祉避難所開設や支援者派遣の体制について、災害時の行政・地域・各事業所の動きが連動するよう、防災訓練を通して機能強化を図ります。

【図 29 福祉避難所開設と支援者派遣体制の概要】



- 地域における見守り体制を構築するため、避難行動要支援者名簿の活用方法を地域住民と共に考えていきます。
- 障がい福祉サービス事業所において、災害を想定したクライシスプランの作成と事業所のBCPの策定をすすめ、発災後のサービス提供体制早期回復につなげます。
- 障がいのある方やその家族が災害時に取るべき行動を意識できるよう、平常時から災害時に備える働きかけを行います。

(4) 制度の枠組みによって困ることがないように、制度間の連携体制の充実に努めます。

- 障がい児から障がい者、障がい福祉から高齢者福祉など、制度の枠組みによって必要な支援が途切れることのないよう、ケース会議を丁寧に行い、チームで支援します。
- 生活困窮の相談窓口をはじめ、障がい福祉以外の窓口で把握した障がいに関する相談が適切な機関につながるよう、制度にとらわれない連携を強化します。
- 障がい福祉サービス事業所、介護保険事業所、生活保護のケースワーカー等、それぞれが他制度の仕組みを知ることができるよう、相互の研修参加をすすめます。
- 難病や依存症など、障がい者手帳の取得につながりにくい方へ、必要とする支援に関する情報が届くよう、保健所等との連携を図ります。

(5) 困りごとを抱えた方が孤立しないよう、早期に相談機関へつなげ、誰もが気軽に交流・活動できる場の整備に取り組みます。

- 支援を必要とする方を早期に相談機関やサービスにつなげるため、専門員による家庭訪問の実施や義務教育中の関係機関との連携を強化します。
- コミュニケーションに支援が必要な方を支援するため、点字や手話通訳、要約筆記等の拡充や、外国語を必要とする障がいのある方への通訳派遣など、必要な情報保障を確保します。
- 芸術活動やスポーツ等の生涯学習活動に取り組む方を応援し、障がいの有無によらない交流や活躍の場の整備を図ります。

- 障がいの有無や種別を問わず、誰もが気軽に交流でき、お互いの楽しみや困りごとを共有しあえる仕組みを作ります。

【図 30 半田市の地域活動支援センター】



(6) 複雑化・多様化する地域課題を、半田市全体で検討します。

- 個々のケースの相談から課題を吸い上げ、地域の課題として半田市障がい者自立支援協議会で解決策を検討していきます。
- 福祉関係者のみならず、各関係機関や当事者等と協力し、官民共同で半田市障がい者自立支援協議会を運営していきます。

関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築